2　決議第千八百七号（二千八年）6及び8の規定により課される輸送に関する措置を、上記1の規定に特定される期間、延長することを決定し、同決議7の規定を再確認する。

3　決議第千八百七号（二千八年）9及び11の規定により課される金融上及び渡航上の措置を、上記1の規定に特定される期間、延長することを決定し、決議第千八百五十七号（二千八年）4の規定に定める個人及び団体に関する同決議10及び12の規定を再確認する。

4　全ての国に対し、この決議に特定される措置を完全に実施すること及び委員会の任務の遂行に全面的に協力することを要請する。

5　事務総長に対し、決議第千五百三十三号（二千四年）に従って設立され、その後の決議により延長された専門家グループを、天然資源問題に関する六人目の専門家を加えつつ、二千十一年十一月三十日までの期間、延長することを要請し、専門家グループに対し、決議第千八百七号（二千八年）18の規定に定められ、決議第千八百五十七号（二千八年）9及び10の規定により拡大された任務を遂行すること、また、二千十一年五月十八日まで、及び二千十一年十月十七日までに、委員会を通じて理事会に書面で報告することを要請する。

6　専門家グループに対し、北及び南キブ州並びにオリエンタル州を含む、不法な武装集団の存在の影響を受ける地域、並びにコンゴ民主共和国の東部地域で活動する不法な武装集団及び犯罪ネットワーク並びに国際人道法に対する重大な違反及び人権侵害を行った者（国軍内の者を含む。）を支援する地域的及び国際的ネットワークに、その活動の焦点を合わせることを要請し、さらに、専門家グループに対し、この決議7の規定に定める相当な注意についての指針の影響を評価すること、及び他のフォーラムとの協力を継続することを要請する。

7　以下の者を直接的又は間接的に支援することにより、コンゴ民主共和国の東部地域における紛争が更に悪化する危険性を軽減するために、最終報告書（S／二〇一〇／五九六）第Ⅸ編三五六から三六九までに定める、コンゴの鉱物製品の輸入業者、加工業者及び消費者のための相当な注意についての指針に関する専門家グループの勧告を前進させることを支持する。

―コンゴ民主共和国の東部地域に存在する不法な武装集団

―上記3の規定により更新された制裁対象の個人及び団体に課せられた資産凍結及び渡航禁止に違反したと認められる者

―犯罪ネットワーク及び国際人道法に対する重大な違反及び人権侵害を行った者（国軍内の者を含む。）

8　全ての国に対し、上記の相当な注意についての指針に対する認識を高めるため、及びコンゴ民主共和国の鉱物製品の輸入業者、加工業者及び消費者に、上記の指針又は同等の指針を適用することで相当な注意を払うよう促すため、適切な措置をとることを要請する。上記の指針若しくは同等の指針には、最終報告書（S／二〇一〇／五九六）に記述された会社管理制度の強化、供給網リスクの特定と評価、特定されたリスクに対応するための戦略の設計と実施、独立監査の実施、及び供給網への相当な注意及び調査結果の公開という措置が含まれる。

9　委員会は、コンゴ民主共和国の東部地域において、天然資源の不正な取引を通じて不法な武装集団を支援する個人又は団体を指定するか否かを決定する際に、決議第千八百五十七号（二千八年）4（g）の規定に従って、特に、当該個人又は団体が、8の規定に定める措置に適合する形で相当な注意を払ったか否かを検討すべきであることを決定する。

10　全ての国、特に地域の国に対し、その領域内において及びその領域からコンゴ民主共和国の東部地域の不法な武装集団に対し支援が行われないことを確保するために効果的な措置をとることを要請し、国外の離散民の中にいる武装集団指導者によってもたらされている危険性に対する取組に関して国際的に前向きな進展があることを歓迎し、全ての国に、適切な場合に、自国に居住するFDLR及びその他の不法な武装集団の指導者に対して行動をとることを要請する。

11　コンゴ民主共和国政府に対し、採鉱等の不法な経済活動に従事し、コンゴ民主共和国の東部地域において文民を保護する同国国軍（FARDC）の能力を損なっている国軍内の犯罪ネットワークの脅威に対処するために、適切な措置をとり続けることを奨励する。

12　コンゴ民主共和国当局に対し、特に性的暴力を含む人権侵害及び国際人道法違反（いかなる不法な武装集団又はFARDC分子が犯す違反を含む。）を行った者が処罰を免れることに対する取組を継続することを要請する。

13　国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）に対し、全ての関連する情報、特に児童の徴用及び使用、並びに武力紛争下において女性及び児童を標的とする行為に関する情報を専門家グループと共有することを継続するよう奨励する。

14　コンゴ民主共和国政府に対し、緊急の優先事項として、必要に応じて国際的なパートナーの支援を受けつつ、武器及び弾薬の貯蔵の安全、説明責任及び管理を促進し、ナイロビ議定書及び小型武器地域センターにより確立された基準に従って国家武器マーキング計画を実施するとの理事会の勧告を再度強調する。

15　国際社会に対し、コンゴ民主共和国の司法機関を強化するための技術的又はその他の援助を拡大し、コンゴ民主共和国の採鉱、法執行及び国境管理当局及び機関の組織能力を強化するための支援を提供することを検討するよう要請する。

16　MONUSCOに対し、決議第千九百二十五号（二千十年）12（o）、（r）、及び（t）の規定で権限を与えられているとおり、コンゴ民主共和国当局による司法制度強化のための努力への支援を継続すること、北及び南キブ州の貿易窓口を統合すること、並びに上記1の規定により課される措置を監視することを要請する。

17　全ての国、特に地域の国、及びMONUSCO及び専門家グループの間の協力が強化されるよう奨励し、さらに、全ての当事者及び全ての国に対し、その管轄権又は管理下にある個人及び団体が専門家グループと協力することを確保するよう奨励する。

18　決議第千八百七号（二千八年）21の規定において表明され、決議第千八百五十七号（二千八年）14の規定及び第千八百九十六号（二千九年）13の規定によって再確認された、全ての当事者及び全ての国、特に地域の国が、専門家グループの作業に全面的に協力し、同グループの構成員の安全、並びに特に専門家グループがその任務の遂行に関連するとみなす個人、文書及び場所に対する、妨害のない速やかなアクセスを確保するとの理事会の要請を再確認する。

19　全ての国、特に地域の国に対し、天然資源の不法な搾取に従事している地域の犯罪ネットワーク及び武装集団について調査し、それらと闘うために、金、スズ石、コルタン、鉄マンガン石、木材及び木炭を含む天然資源の輸入及び輸出の完全な統計を定期的に発行し、情報共有及び共同行動を地域的に強化することを勧告する。

20　全ての国、特に地域の国及びこの決議3の規定に基づき指定された個人又は団体が根拠地とする国に対し、上記1、2、及び3の規定により課され、上記8の規定により勧告された措置を実施するためにとった行動を、委員会に定期的に報告することを要請する。

21　全ての国に対し、決議第千八百五十七号（二千八年）4の規定に定める基準を満たす個人又は団体、及び委員会に提出された個人又は団体により直接的又は間接的に所有又は管理されるあらゆる団体、若しくは委員会に提出された個人又は団体を代表しもしくはその指示に従って行動する個人又は団体を、被指定者リストに含めるために委員会に提出することを奨励する。

22　二千十一年十一月三十日までの適切な時期に、コンゴ民主共和国における治安情勢、特に、治安部門改革（武装集団の再統合及び国家警察改革を含む。）並びに、必要に応じて、コンゴ民主共和国人及び外国武装集団の武装解除、動員解除、帰還、復帰及び再統合の進捗状況に照らし、この決議に定める措置を必要に応じ調整するとの観点から、本決議で定められた措置を理事会が再検討することを決定する。

23　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

○厚生労働省告示第二十九号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第五項の規定に基づき、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの雇用保険率を次のとおり変更する。

平成二十三年二月十日

厚生労働大臣　細川　律夫

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの雇用保険率は、千分の十五・五（次の各号に掲げる事業にあっては、当該各号に定める率）とする。

一　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第四項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）　千分の十七・五

二　法第十二条第四項第三号に掲げる事業　千分の十八・五